

簡易サウナ設備の基準

浜松市火災予防条例の一部が改正され、簡易サウナ設備の基準が定められました。(施行日:令和8年3月31日)

改正の背景

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、屋外のテントやバレル(木樽)に放熱設備(サウナストーブ)を設置するケースが全国的に増加していることから、テント型サウナやバレル型サウナの構造等に応じた基準になるよう見直しをしました。

簡易サウナ設備とは

テントを活用した「テント型サウナ」か木製で円形の「バレル型サウナ」のいずれかであって次の1~3の要件を全て満たすもの

- 1 設置場所が屋外その他の直接外気に接する場所
- 2 サウナストーブの定格出力が6キロワット以下
- 3 熱源が薪又は電気



【テント型サウナ室の例】



【バレル型サウナ室の例】

(「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」(消防庁)(<https://www.fdma.go.jp/>)より引用)

※簡易サウナ設備とならないサウナは、全て一般サウナ設備となります。

簡易サウナ設備で守るべき主な事項

- ・サウナストーブと周囲の可燃物との離隔距離として、可燃物が高温にならない、又は引火しない距離を確保すること。
- ・温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断できる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナについては、火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することで、替えることができます。
- ・薪を熱源とする簡易サウナ設備については、不燃材で造った「たき殻受け」を設けること。
- ・地震等により転倒・破損しない構造とすること。
- ・必要な点検、整備を行い、火災予防上有効に維持管理すること。

届出について

個人が設けるものを除き、簡易サウナ設備の届出が必要になります。

※個人が設けるものとは、自宅の庭などで本人や家族などが使用するために設置するものです。

従って、個人が設置する場合であっても、事業のために設置するものについては届出が必要になります。

※個人が設けるものであっても、浜松市火災予防条例に定める基準に従い設置する必要があります。



製品の取扱説明書等に従って正しく使用しましょう。
また、強風時には使用しないようにしましょう。

【お問い合わせ先】

予防課	053(475)7542	中消防署	053(475)7567
東消防署	053(460)0119	西消防署	053(592)0134
南消防署	053(442)0119	北消防署	053(527)0119
浜北消防署	053(586)0119	天竜消防署	053(922)0119